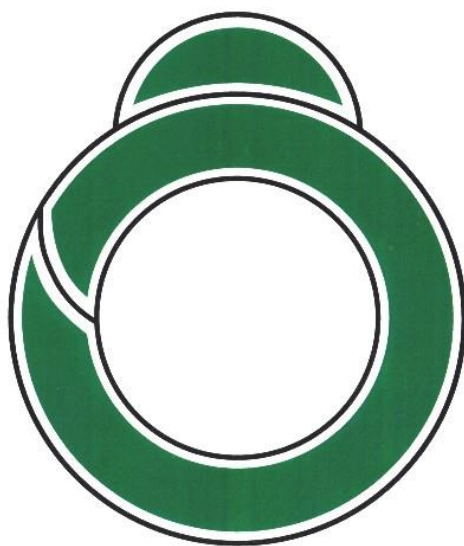


内灘町津波避難計画



平成 2 7 年 3 月

内灘町

目 次

第1章 総則	
1. 目的	1
2. 計画の修正	1
3. 用語の意味	1
第2章 避難計画	
1. 津波の浸水想定区域及び到達予想時間	2
2. 避難計画	2
3. 避難方法	2
第3章 初動体制	
1. 参集配備体制	3
2. 参集配備の決定	3
第4章 避難誘導等従事者の安全確保	4
第5章 津波情報等の収集・伝達	
1. 津波情報等の収集	4
2. 津波情報等の伝達	4
3. 通信手段の確保	5
第6章 避難指示等の発令	
1. 発令基準	6
2. 伝達方法	6
第7章 津波対策の教育・啓発	7
第8章 避難訓練	7
第9章 その他の留意点	
1. 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策	8
2. 避難行動要支援者の避難対策	8

第1章 総則

1. 目的

この計画は、内灘町域における居住者及び滞在者等が津波から円滑に避難できるように、避難指示・勧告のための情報収集及び伝達方法等を定め、普段からの備えの強化を促すことを目的に策定する。

2. 計画の修正

この計画は毎年検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。

3. 用語の意味

この計画において使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 津波浸水想定区域

最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域をいう。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき町が指定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で指定する。

(3) 避難目標地点

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいう。自主防災組織・住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも「緊急避難場所」とは一致しない。

(4) 緊急避難場所

津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。原則として避難対象地域の外に定める。町が指定に努めるもので、情報機器・非常食料・毛布等が整備されていることが望ましいが、命を守ることを優先するため、「避難所」とは異なり整備されていないこともあり得る。

(5) 避難所

住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する施設。町が避難対象地域の外に指定するもので、食料・飲料水・常備薬・炊き出し用具・毛布等避難生活に必要な物資等が整備されていることが望ましい。

第2章 避難計画

1. 津波の浸水想定区域及び到達予想時間

平成24年4月に県が公表した「石川県津波浸水想定区域図」に基づき、最大津波高3.8m・最大浸水標高4.2m・第一波到達時間26分と設定する。

この数値は、県が海域における最新の海底活断層調査結果を基に4つの波源（①日本海東縁部、②能登半島東方沖、③能登半島北方沖、④石川県西方沖）を選定して算出したシミュレーション結果のうち、最悪の事態を想定した値である。

2. 避難計画

避難対象地域、避難目標地点、緊急避難場所等は次のとおりとする。

避難対象地域	地区全体集計 (概数)		避難対象集計 (概数)		避難目標地点	緊急避難場所
	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)		
向粟崎					おおどおりパーク 方面の高台	<ul style="list-style-type: none"> 向粟崎都市緑地 向粟崎小学校 グラウンド 旭ヶ丘公園
1丁目	300	750	170	430		
2丁目	360	980	250	700		
5丁目	280	660	70	180		
アカシア					医科大通り 方面の高台	<ul style="list-style-type: none"> 内灘中学校 グラウンド
2丁目	210	500	10	20		
鶴ヶ丘					大根布	<ul style="list-style-type: none"> 大根布小学校 グラウンド 大根布児童公園 大学第2児童公園
1丁目	360	980	280	770		
2丁目	540	1,360	360	940		
1丁目	310	870	240	670		
2丁目	140	330	110	280		
3丁目	90	240	60	150		
4丁目	110	300	90	250		
5丁目	120	300	110	290		
宮坂	290	780	290	780	県道高松・内灘線 方面の高台	<ul style="list-style-type: none"> 内灘町総合公園 西荒屋児童公園
西荒屋	350	960	290	840		
室	160	410	130	370		
湖西	60	170	60	170		
合計	3,680	9,590	2,520	6,840		

※地区全体集計の世帯数・人口は平成27年2月末時点、避難対象集計の世帯数・人口は平成24年3月末時点（津波ハザードマップ作成時の調査資料より）を基に算定したものである。

3. 避難方法

避難方法は、原則として徒歩とする。ただし、避難行動要支援者等の、徒歩での避難が困難な場合は、車両等による避難も可とする。

第3章 初動体制

1. 参集配備体制

勤務時間外に大津波警報、津波警報及び津波注意報が発表された場合、予め指定された職員は気象情報又は携帯電話、携帯Eメール等の連絡により参集する。

参集配備体制は、「内灘町地域防災計画」に基づき次のとおりとする。

災害対策本部設置	配備体制	配備基準	活動内容	配備人員
設置前	注意配備	町内に津波注意報が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報の収集、整理、伝達 警戒配備への移行準備 津波情報の伝達、警戒 	指定された職員
	警戒配備	町内に津波警報が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報の収集、整理、伝達 災害対策活動の準備 津波情報の伝達 海岸部の警戒 	
設置後 ※町長が本部の設置を認めたとき	第一次非常配備	町内に津波災害の発生するおそれがあるとき	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報の収集、伝達 局地的な応急対策活動（被災者の救出救護、避難誘導） 第二次非常配備への移行準備 	全職員
自動設置	第二次非常配備	町内に津波災害が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報の収集、伝達 広域的な応急対策活動（被災者の救出救護、避難誘導、応急復旧） 内灘町地域防災計画に定められた活動 	

2. 参集配備の決定

各配備体制に係る参集配備の決定は次のとおりとする。

配備体制	参集配備の決定基準
注意配備	関係する部長の判断により決定
警戒配備	総務部長の判断により決定
第一次非常配備	本部長（町長）の判断により決定（不在の場合は副本部長（副町長・教育長）が決定）
第二次非常配備	自動配備（町内に甚大な災害が発生したとき、原則として職員は動員命令を待たずに自主参集し、災害対策本部体制の配備につく）

第4章 避難誘導等従事者の安全確保

町は、消防団員、警察官、職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、町民等に周知する。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

第5章 津波情報等の収集・伝達

1. 津波情報等の収集

町災害対策本部は、各種の防災関係機関と緊密な連携のもとに、迅速かつ適切な情報の収集、伝達を行う。

2. 津波情報等の伝達

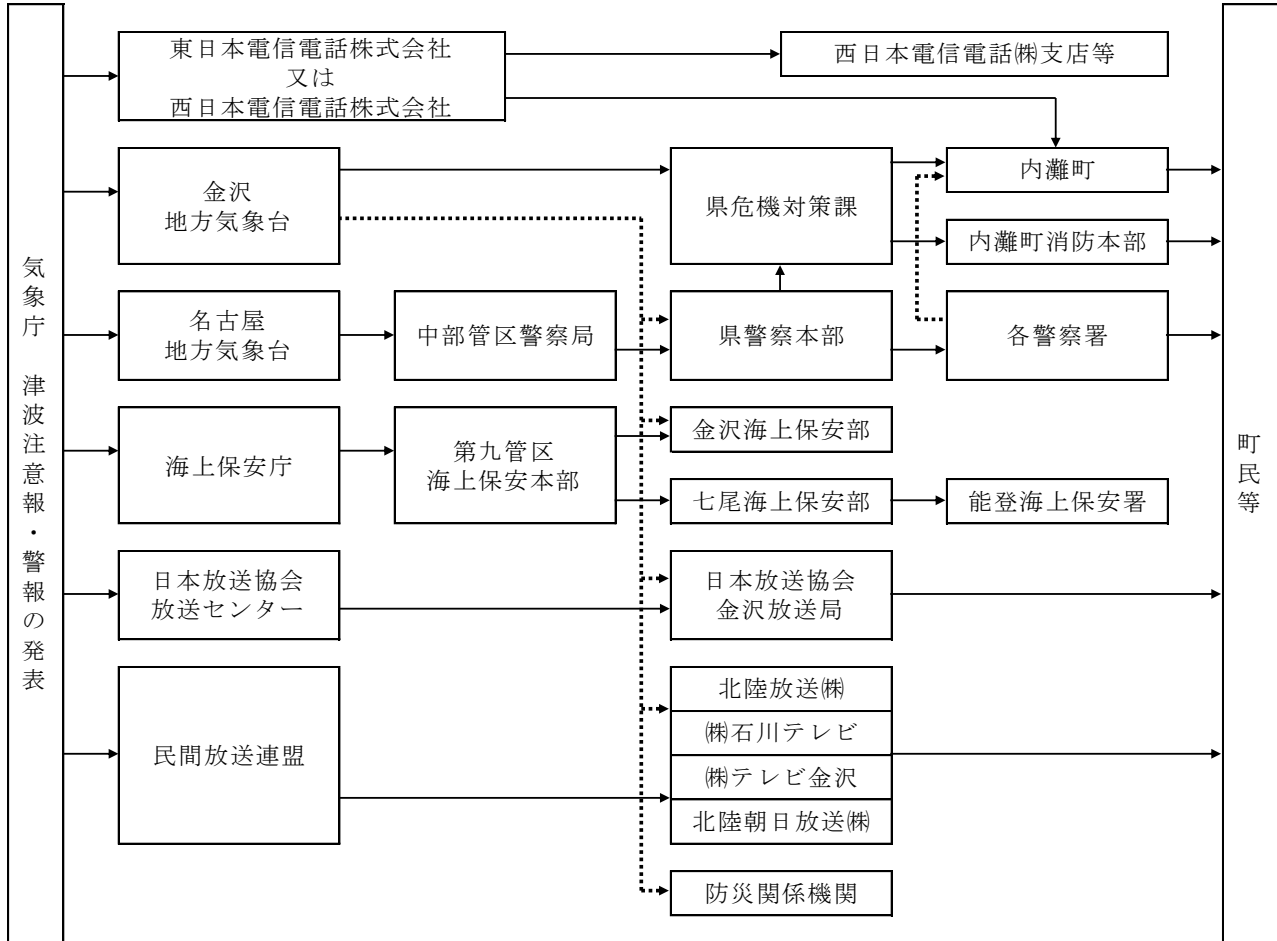
(1) 津波警報等の種類及び発表基準

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	表記なし	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(2) 津波警報等の伝達

気象庁が発表した津波警報等は、津波警報等伝達系統図により直ちに関係機関へ伝達する。

町は、津波警報等を迅速かつ正確に町民・釣り人・海水浴客等の観光客・走行中の車両・運行中の列車・船舶等に伝達する。



3. 通信手段の確保

情報の収集・伝達は、あらゆる手段を有効に活用して行う。

① 防災無線システム

- ア 防災行政無線
- イ 消防無線
- ウ 石川県防災行政無線（衛星系）

② 有線電話、携帯電話システム

- ア IP電話（内灘町公共施設IP電話網）
- イ 衛星携帯電話
- ウ 携帯電話

③ 携帯電話、「内灘町安全・安心情報サービス」（災害情報メール）による情報伝達

④ 広報用車両及び消防車等による情報伝達（警鐘、サイレンを含む）

⑤ 報道機関の協力による情報伝達

- ⑥ 自主防災組織等を通じた情報の収集、伝達
- ⑦ NTT災害用伝言ダイヤル「171」の活用
- ⑧ 携帯電話災害用伝言板サービスの活用

第6章 避難指示等の発令

1. 発令基準

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測等を含めて総合的に判断して発令する。

種 別	状 況	基 準
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波注意報が発表されたとき
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波警報（津波）が発表されたとき ・津波注意報が発表され、被害が発生するおそれがあるとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波警報（大津波）が発表されたとき ・町内で震度4以上の地震が観測され、情報伝達系の異常により津波警報（津波）が伝達されないとき

2. 伝達方法

（1）避難勧告等の伝達内容

- ① 避難勧告等発令の理由（差し迫った具体的な危険予想）
- ② 避難対象地域
- ③ 避難先
- ④ 避難路
- ⑤ 避難行動における注意事項（携帯品・服装等）
- ⑥ その他必要な事項

（2）情報伝達手段

- ① 防災行政無線
- ② 広報用車両及び消防車両

- ③ 自主防災組織を通じた連絡
- ④ 社会福祉協議会等を通じた連絡
- ⑤ ホームページ
- ⑥ 災害情報メール
- ⑦ F A X
- ⑧ コミュニティFM局への緊急放送要請
- ⑨ テレビ等による広報
- ⑩ 電光情報表示システムの活用

第7章 津波対策の教育・啓発

津波に対する知識と備えを身につけてもらうため、町教育委員会と共同で小学生や中学生を対象とした講演会・研修会等（内容：津波の体験者・専門家等を招いた講演等）を実施する。

また、消防団員・自主防災組織・ボランティア・事業所の防災担当者等に対し普及啓発を行い、地域防災の要となるリーダーの養成に務める。

この他、町民に対しては、強い地震（震度4以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する等、自主避難を周知徹底する。

第8章 避難訓練

円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うため、毎年1回以上の津波避難訓練を含めた防災訓練を実施するよう務めるものとする。特に、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期の実施等も、今後検討していく。

また、避難訓練は、地域住民が参加しやすい時間に設定するとともに、訓練参加者には、併せて津波に対する啓発についても実施し、訓練終了後には訓練内容・方法・問題点等の検証を行い、各計画等に反映させる。

第9章 その他の留意点

1. 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策

次の点に留意の上、観光協会等関係団体と共同して、観光客・釣り客等への避難対策を定める。

- ① 情報伝達
- ② 施設管理者の避難対策
- ③ 自らの命を守るための準備
- ④ 避難場所の確保、看板・誘導標識の設置
- ⑤ 津波啓発、避難訓練の実施

2. 避難行動要支援者の避難対策

津波避難において、避難行動要支援者となりうる者（情報伝達面・行動面・地理不案内の面で円滑な避難が困難になることが予想される者）の避難対策を定めるに当たっては、避難行動要支援者となりうる要因に応じて、次の点に留意する。

- ① 情報伝達
- ② 避難行動の援助